（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をウガンダ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月二十六日にカンパラで

ウガンダ共和国
財務・計画・経済開発大臣　サイダ・ブンバ

ウガンダ共和国駐在
日本国特命全権大使　加藤圭一閣下

○外務省告示第二百十四号

平成二十二年三月二十八日にハルツームで、ダルフールにおける平和構築のための教育施設建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ダルフールにおける平和構築のための教育施設建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億三千万円

3　署名者

日　本　側　和田明範在スーダン大使

国際連合児童基金側　ニールス・カストバーグ在スーダン事務所代表

平成二十二年四月十四日

外務大臣　岡田　克也

○農林水産省告示第六百七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年三月一日　第八号
二　登録認定機関の名称及び住所
　社団法人全国愛農会　三重県伊賀市別府六百九十二番地の三
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物及び有機加工食品
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
　三重県伊賀市別府六百九十二番地の三

○農林水産省告示第六百八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年三月一日　第十号
二　登録認定機関の名称及び住所
　特定非営利活動法人鹿児島県有機農業協会
　鹿児島県鹿児島市西田二丁目十一―八明日ビル二階
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物及び有機加工食品
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
(2)　認定を行う事業所の所在地
　鹿児島県鹿児島市西田二丁目十一―八明日ビル二階

○農林水産省告示第六百九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年三月一日　第十一号
二　登録認定機関の名称及び住所
　株式会社オーガニック認定機構　福岡県福岡市博多区比恵町一―八
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
　福岡県福岡市博多区比恵町一―八

○農林水産省告示第六百十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年三月一日　第十五号
二　登録認定機関の名称及び住所
　特定非営利活動法人奥多野有機システム認定審査委員会　群馬県藤岡市鬼石町鬼石七百二十四地二
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　群馬県、埼玉県、新潟県及び長野県
(2)　認定を行う事業所の所在地
　群馬県藤岡市鬼石町鬼石七百二十四番地二

○農林水産省告示第六百十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年三月一日　第十八号
二　登録認定機関の名称及び住所
　特定非営利活動法人日本オーガニックアンドナチュラルフーズ協会　東京都中央区京橋三丁目五番三号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都中央区京橋三丁目五番三号

○農林水産省告示第六百十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年三月一日　第十九号
二　登録認定機関の名称及び住所
　株式会社エコデザイン認証センター　東京都千代田区神田司町二丁目七番地
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都千代田区神田司町二丁目七番地